

労働者災害補償保険事業年報及び主な用語の説明

1 労働者災害補償保険事業年報の概要

労働者災害補償保険事業年報（以下、「年報」という）は、労働者災害補償保険制度の沿革、労働者災害補償保険法関係法令改正の経過及び労災保険給付データ等を掲載し、毎年一回公表しているものである。

このうち、労災保険給付データは、厚生労働省労働基準局労災保険業務課、都道府県労働局及び労働基準監督署等で作成する、適用状況、保険料徴収状況、保険給付支払状況、年金受給者数、その他の各種データを一元的に集計している。

2 主な用語の説明

この年報で用いている主な用語は次のとおりである。

(1) 適用関係

イ 適用事業場数

労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の数をいう（労働者災害補償保険法（以下、「労災法」という）第3条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下、「徴収法」という）第3条参照）。

ロ 適用労働者数

労災法の適用を受ける事業に使用される労働者で賃金を支払われる者のほか、特別加入者（労災法第33～36条参照）を含む数をいい、労働保険料の納付等の際に事業主等から申告された常時使用労働者数及び特別加入者数の合計である。

なお、継続事業の一括により複数の適用事業を一括して保険関係を成立させている場合は、被一括事業の所在地に関わらず指定事業の労働者数として計上される。（一方、給付にかかる計数は、被一括事業の所在地の都道府県に計上されるので留意のこと。）

ハ 継続事業

次に述べる有期事業以外の事業、すなわち、事業の期間が予定されていない事業をいう。

なお、事業主が同一である二以上の継続事業が一定の要件に該当し厚生労働大臣から認可を受けた場合、これらの事業の保険関係を一括する制度がある（徴収法第9条参照）。

ニ 有期事業

事業の期間が予定される事業、すなわち、事業の性質上一定の予定期間に所定の事業目的を達成して終了する事業をいう。

なお、一定の要件を具備する2以上の小規模の有期事業は一の事業とみなし、一括有期事業と呼び、継続事業と同様に取り扱われる（徴収法第7条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下、「徴収則」という）第6条参照）。

(2) 保険料関係

イ 徴収決定済額

適用事業の事業主からの申告、または、政府の決定による労働保険料のうち労災保険に係る額をいう。

ロ 収納済額

前記イの徴収決定済額に対し適用事業の事業主から納付があり、これを政府が収納した労働保険料のうち労災保険に係る額をいう。

ハ 収納率

徴収決定済額に対する収納済額の割合をいう。その算式は次のとおりである。

$$\text{(算式)} \quad \text{収納率(\%)} = \frac{\text{収納済額}}{\text{徴収決定済額}} \times 100$$

ニ 特別保険料

保険給付の特例として、労災保険の暫定任意適用事業で保険関係成立前に発生した業務上の傷病につき労働基準法第75条の療養補償を行っている労働者、または通勤による傷病につき療養を必要と認められる労働者であって、事故発生当時に当該事業に使用されていたものに関して、事業主の申請によって当該傷病が保険関係成立後に発生したものとみなして保険給付を行う制度があり、この制度により保険給付を行うこととなった場合には、当該保険給付に見合う特別保険料を徴収することとしている（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第18条、第18条の2、第19条、失業保険法

及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令第8条、第9条参照)。

ホ メリット制

一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率の高低に応じ、その事業について事業の種類ごとに定められた労災保険率(有期事業の場合は、確定保険料の額)を一定の範囲内で引き上げ、または引き下げることにしている(徴収法第12条第3項、第12条の2及び第20条参照)。

(3) 保険給付関係

イ 業務災害

労働者の業務上の負傷、疾病、障害、または死亡をいう(労災法第7条第1項第1号参照)。

ロ 通勤災害

労働者の通勤による負傷、疾病、障害、または死亡をいう(労災法第7条第1項第2号、第2項、第3項及び労災則第8条参照)。

ハ 療養補償給付

労働者が業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかって療養を必要とする場合に行われる給付で、現物給付である療養の給付が原則であるが、例外的に療養の費用の支給が行われることがある(労災法第7条第1項第1号、第12条の8第1項第1号及び第13条参照)。

傷病補償年金受給者に対する療養補償給付は、「傷病補償年金の受給者に係る療養補償給付」として別掲している。

労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合には、療養給付として療養補償給付と同一の内容の給付が行われる(労災法第7条第1項第2号、第21条第1号及び第22条参照)。

なお、実診療日数については、看護料や診断書料のみを給付する場合は当該日数に含まれない。

※ この年報において、業務災害と特に表記のない療養補償給付は、療養補償給付(業務災害)と療養給付(通勤災害)の合算を表している。

ニ 休業補償給付

労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のために労働することができず、そのために休業し、賃金を受けない日の第4日目から支給される給付で、その額は、一日につき、当該労働者の給付基礎日額の100分の60に相当する額である(労災法第7条第1項第1号、第12条の8第1項第2号及び第14条参照)。

労働者が通勤による負傷又は疾病による療養のために労働することができず、そのために休業した場合には、休業給付として休業補償給付と同一の内容の給付が行われる(労災法第7条第1項第2号、第21条第2号及び第22条の2参照)。

※ この年報において、業務災害と特に表記のない休業補償給付は、休業補償給付(業務災害)と休業給付(通勤災害)の合算を表している。

ホ 障害補償給付

労働者の業務上の事由による負傷又は疾病が治った場合において、身体に一定の障害が残存するときに行われる給付で、その種類には、障害補償年金と障害補償一時金がある(労災法第7条第1項第1号、第12条の8第1項第3号及び第15条参照)。

労働者の通勤による負傷又は疾病が治った場合において、身体に一定の障害が残存するときは、障害給付として障害補償給付と同一の内容の給付が行われる(労災法第7条第1項第2号、第21条第3号及び第22条の3参照)。

※ この年報において、業務災害と特に表記のない障害補償給付は、障害補償給付(業務災害)と障害給付(通勤災害)の合算を表している。

(イ) 障害補償年金

障害の程度が最も重い障害等級第1級から第7級までの障害を残した者に対し、その障害の存する期間支給される。

給付の額は、障害等級に応じ下表のとおりである(労災法別表第1参照)。

障害等級	給付の額		障害等級	給付の額	
第1級	1年につき給付基礎日額の	313日分	第5級	1年につき給付基礎日額の	184日分
第2級	同	277日分	第6級	同	156日分
第3級	同	245日分	第7級	同	131日分
第4級	同	213日分			

なお、障害補償年金を受ける権利を有する者の請求に基づいて当該障害等級に係る前払限度額の範囲内で一定額(下表の右欄の額)が一時金で前払いされる(労災法第59条、第62条、労災則附則第24項及び第37項参照)。

障害等級	給 付 の 額	
第 1 級	給付基礎日額の	200・400・600・800・1,000・1,200・1,340日分
第 2 級	同	200・400・600・800・1,000・1,190日分
第 3 級	同	200・400・600・800・1,000・1,050日分
第 4 級	同	200・400・600・800・920日分
第 5 級	同	200・400・600・790日分
第 6 級	同	200・400・600・670日分
第 7 級	同	200・400・560日分

(ロ) 障害補償一時金

障害の程度が前記(イ)に比べて軽い障害等級第8級から第14級までの障害を残した者に対して支給される。給付の額は、障害等級に応じ下表のとおりである(労災法別表第2参照)。

障害等級	給 付 の 額		障害等級	給 付 の 額	
第 8 級	給付基礎日額の	503日分	第 1 2 級	給付基礎日額の	156日分
第 9 級	同	391日分	第 1 3 級	同	101日分
第 1 0 級	同	302日分	第 1 4 級	同	56日分
第 1 1 級	同	223日分			

また、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された障害補償年金の額及び障害補償年金前払一時金の額の合計額が、当該障害等級に応ずる一定額(下表の右欄の額)に満たない場合には、その差額が一時金で支給される(労災法第58条及び第61条参照)。

障害等級	給 付 の 額		障害等級	給 付 の 額	
第 1 級	給付基礎日額の	1,340日分	第 5 級	給付基礎日額の	790日分
第 2 級	同	1,190日分	第 6 級	同	670日分
第 3 級	同	1,050日分	第 7 級	同	560日分
第 4 級	同	920日分			

へ 遺族補償給付

労働者が業務上の事由により死亡した場合に、一定の範囲の遺族に対して行われる給付で、その種類には、遺族補償年金と遺族補償一時金がある(労災法第7条第1項第1号、第12条の8第1項第4号及び第16条参照)。

労働者が通勤により死亡した場合には、遺族給付として遺族補償給付と同一の内容の給付が行われる(労災法第7条第1項第2号、第21条第4号及び第22条の4参照)。

※ この年報において、業務災害と特に表記のない遺族補償給付は、遺族補償給付(業務災害)と遺族給付(通勤災害)の合算を表している。

(イ) 遺族補償年金

労働者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、一定の年齢又は障害の要件(妻については、年齢又は障害の要件はない。)に該当する者(遺族補償年金を受けることができる遺族)がある場合に、これらの者のうち法定の順位による最先順位者(遺族補償年金を受ける権利を有する者)に対して支給されるが、その額は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、下表のとおりである(労災法第16条の2、第16条の3及び別表第1参照)。

遺族の数	給 付 の 額	
1 人	1年につき給付基礎日額の	153日分 (ただし、その遺族が55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻の場合は、給付基礎日額の175日分)
2 人	同	201日分
3 人	同	223日分
4人以上	同	245日分

平成18年3月27日施行の石綿による健康被害の救済に関する法律(以下、「石綿救済法」という)に基づく特別遺族年金(後述参照)は、遺族補償年金に含めて集計している。

なお、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族の請求に基づいて、給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分又は1,000日分に相当する金額のうち、遺族の希望する額が一時金で前払いされる(労災法第60条、第63条、労災則附則第31項及び第40項参照)。

(ロ) 遺族補償一時金

労働者の死亡の当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がいなく、給付基礎日額の1,000日分に相当する額の一時金が支給される（労災法第16条の6第1項第1号、第16条の8第1項及び別表第2参照）。また、遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該労働者の死亡に関し支給された遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たないときは、その差額が一時金で支給される（労災法第16条の6第1項第2号参照）。

石綿救済法に基づく特別遺族一時金（後述参照）は、遺族補償一時金に含めて集計している。

ト 葬 祭 料

労働者が業務上の事由により死亡した場合に、葬祭を行う者に対し支給される給付で、その額は、31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合には、給付基礎日額の60日分）である（労災法第7条第1項第1号、第12条の8第1項第5号、第17条及び労災則第17条参照）。

労働者が通勤により死亡した場合には、葬祭給付として葬祭料と同一の内容の給付が行われる（労災法第7条第1項第2号、第21条第5号、第22条の5及び労災則第18条の11参照）。

※ この年報において、業務災害と特に表記のない葬祭料は、葬祭料（業務災害）と葬祭給付（通勤災害）の合算を表している。

チ 傷 病 補 償 年 金

業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかり療養補償給付を受けている労働者が、その傷病のための療養が長期化し、療養開始後1年6箇月を経過した日又はその日後においても治らず、かつ、その障害の程度が傷病等級第1級から第3級に該当する場合に、その障害の状態の存する期間支給される（労災法第7条第1項第1号、第12条の8第1項第6号、同条第3項及び第18条参照）。

給付の額は、傷病等級に応じ下表のとおりである（労災法別表第1参照）。

傷 病 等 級	給 付 の 額
第 1 級	当該障害の状態の存する期間1年につき給付基礎日額の 313日分
第 2 級	同 277日分
第 3 級	同 245日分

通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養給付を受けている労働者が、その傷病のための療養が長期化し、療養開始後1年6箇月を経過した日又はその日以後においても治らず、かつ、その障害の程度が傷病等級第1級から第3級に該当する場合には、傷病年金として傷病補償年金と同一の内容の給付が行われる（労災法第7条第1項第2号、第21条第6号及び第23条参照）。

※ この年報において、業務災害と特に表記のない傷病補償年金は、傷病補償年金（業務災害）と傷病年金（通勤災害）の合算を表している。

リ 介 護 補 償 給 付

労働者が業務上の事由により被災し、障害補償年金又は傷病補償年金の第1級若しくは第2級（うち精神・神経障害又は胸腹部臓器障害）を受給する権利を有している者で、常時又は随時介護を要する者に対して月単位で支給される給付で、その額は、一箇月に要した介護費用の額（上限あり）である（労災法第7条第1項第1号、第12条の8第1項第7号、同条第4項、第19条の2及び労災則第18条の3の2参照）。

労働者が通勤により被災し、障害年金又は傷病年金の第1級若しくは第2級（うち精神・神経障害又は胸腹部臓器障害）を受給する権利を有している者で、常時又は随時介護を要する者に対しては、介護給付として、介護補償給付と同一の内容の給付が行われる（労災法第7条第1項第2号、第21条第7号、第24条及び労災則第18条の14参照）。

※ この年報において、業務災害と特に表記のない介護補償給付は、介護補償給付（業務災害）と介護給付（通勤災害）の合算を表している。

ヌ 二 次 健 康 診 断 等 給 付

労働安全衛生法（以下、「安衛法」という）に基づく健康診断のうち、直近のものにおいて、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査及びBMI（肥満度）の測定のすべての検査項目において、異常の所見があると診断された労働者に対し、医師による二次健康診断とその結果に基づく保健指導が給付される（安衛法第66条、労災法第7条第1項第3号、第26条及び労災則第18条の16参照）。

なお、二次健康診断等給付は、業務災害、通勤災害に関する保険給付ではない。

ル 特 別 遺 族 給 付 金

石綿にさらされる業務に従事することにより、特定の疾病等にかかり死亡した労働者の遺族であって、時効により労災法による救済の対象とならない場合に、労働者の遺族に対して行われる給付で、その種類には、特別遺族年金と特別遺族一時金がある（石綿救済法第59条参照）。

※ この年報においては、それぞれ遺族補償年金、遺族補償一時金に含めて集計するとともに、都道府県別及び業種別の支給件数・金額、特別遺族年金受給者数を別掲（年報第7－18表、第7－19表参照）している。

(イ) 特別遺族年金

労働者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、一定の年齢又は障害の要件（妻については、年齢又は障害の要件はない。）に該当する者がある場合に、これらの者のうち法定順位による最先順位者に対して支給されるが、その額は、遺族の人数の区分に応じ、下表のとおりである（石綿救済法第59条第3項、第60条及び同法施行令第15条参照）。

遺族の数	給付の額
1人	年240万円
2人	年270万円
3人	年300万円
4人以上	年330万円

(ロ) 特別遺族一時金

特別遺族年金を受けることができる遺族がいなく、1,200万円が支給される（石綿救済法第62条第1号及び同法施行令第16条参照）。

また、特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、それまでに支給された額が1,200万円に満たないときは、その差額が一時金で支給される（石綿救済法第62条第2号参照）。

(4) その他

イ 新規受給者数

当該年度にはじめて保険給付の支払いを受けた者の数をいい、新たに療養補償給付の支払いを受けた者及び療養補償給付の支払いを受けず葬祭料の支払いを受けた者の数を集計している。

なお、平成18年度からは、新たに特別遺族給付金の支払いを受けた者を含めて集計している。

ロ 社会復帰促進等事業

労災保険においては、業務上又は通勤により傷病を負った労働者及びその遺族に対して各種の保険給付を行っているが、これと併せて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者やその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより労働者の福祉の増進を図ることを目的として、社会復帰促進等事業を行っている（労災法第29条参照）。

ハ 特別支給金

社会復帰促進等事業には、「被災労働者又はその遺族の援護を図るために必要な事業」として特別支給金の支給がある。特別支給金は、保険給付に付加して支給されるものであり、その種類は、休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金、傷病特別年金の9種類がある（労災法第29条第1項第2号、労働者災害補償保険特別支給金支給規則参照）。

ニ 支給制限

労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたとき等の場合は、保険給付の全部又は一部の支給が制限される（労災法第12条の2の2、第34条第1項第4号、第35条第1項第7号及び第36条第1項第3号参照）。

ホ 費用徴収

(イ) 不正受給者等からの費用徴収

偽りその他不正な手段により保険給付を受けた者があるときは、その受けた保険給付に要した費用の金額の全部又は一部に相当する額が、その者から徴収される（労災法第12条の3第1項参照）。

この場合において、事業主が虚偽の報告または証明を行った場合は、その事業主は不正受給者と連帯して徴収金を納付しなければならない（労災法第12条の3第2項参照）。

(ロ) 事業主からの費用徴収

事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立の届け出をしていない期間中や、保険料を納めていない期間中に業務災害や通勤災害が発生したり、事業主の故意又は重大な過失により業務災害が発生した場合、労働者に対し保険給付は行われるが、その保険給付に要した費用の全部又は一部は、当該事業主から徴収される（労災法第31条参

照)。

へ 第三者行為災害による求償

業務災害又は通勤災害が保険関係の外にある者(第三者)の加害行為によって生じた事故について、政府が保険給付をした場合に取得する損害賠償請求権に基づき行う損害賠償請求(労災法第12条の4参照)。

3 その他

(1) 業種の表示について

業種(徴収則別表第1の労災保険率表に掲げる事業の種類)の表示について、一部の業種は名称を略して表示している。

(2) 船員保険の職務上疾病・年金部門の移換について

平成22年1月1日に、船員保険の職務上疾病・年金部門が労災保険に移換され、移換前から船員保険において給付していた職務上疾病・年金給付のうち、労災保険において、労災保険の給付に相当する部分の費用の交付、将来の年金給付に必要な積立金の管理等を行うことになった(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第40条第1項参照)。

(3) 金額のみ計上されている項目について

支給決定後、年度をまたいでの変更等により当初決定額との差額が支給される場合、件数には計上されず金額のみ計上される場合がある。